

上 申 書 (案)

平成 27 年 6 月 ** 日

資源エネルギー庁 石油流通課 御中

〒300-1268 茨城県つくば市中山 83 番地 3

上申者 有限会社ジーエス
上記代表者取締役 山田康行

第1. 上申の趣旨

1. LP ガス販売事業者には法規制として（規則、通達を含む）販売価格の公開を義務づけ、透明性・公益性・公平性を高めることにより、一般消費者等との取引を価格の面で公平・公正にするよう求める。

第2. 上申の理由

1. 平成 27 年 5 月 1 日、LP ガス販売事業者と LP ガス設備契約者との中途解約に於ける清算トラブルを争った裁判で、「逸失利益」を認めた事例が生じました（東京高等裁判所、平成 27 年(ネ)第****号）。今後、中途解約に於ける清算で「逸失利益」を認める可能性が高まります。
一般消費者等との LP ガス販売契約に於いて、中途解約時に「逸失利益」を認めることは、販売契約の拘束性が高まるため、契約時の契約内容の認知が益々重要となります。即ち、販売事業者側に有利な状況となり、そのパワーバランスから、LP ガス販売取引に於いての透明性・公平性の確保が急務であり、特に LP ガス販売価格面で「二重価格」、「差別価格」を抑制する必要があります。
2. 平成 27 年 3 月に経済産業省からの要請を受け、（一社）全国 LP ガス協会から「小売価格の透明性と低廉化」を求める要請が会員（LP ガス販売事業者の大半）に出されていますが、何らの対策もありません。下部団体（都道府県高圧ガス保安協会）ホームページ等で会員全ての標準販売価格を一括公開するなど、現在の不透明を解消する提案も一切ありません。
3. 関東全域では、格安の LP ガス販売価格を謳った LP ガス販売事業者の売り込みなどが発生していますが、既存顧客と新規顧客で販売価格が異なる「二重価格」ばかりでなく、「契約後値上げが行われる」詐欺まがいのとも言える状態であり、本旨である「価格競争」は一切機能していません。寧ろ、一般消費者等に損害を与えています。その証左として、家庭用熱源で競合する電気、都市ガスと比して、LP ガスのみ約 10 年間で 25%もの減少を示しており、不信感から一般消費者等の LP ガス離れは明白です。
4. 残念ながら LP ガス業界は、自浄作用を失っており、法規制がなければ改善できない状態にあります。その LP ガス業界に「逸失利益」の権利が与えられ

た以上、規制をもって強制的に「透明性」を確保し、一般消費者等の利益を保護すべきではないでしょうか。「透明性」を確保すれば、「二重価格」及び「差別価格」の根絶だけでなく、LP ガス業界の悪習である「設備の無償貸与」や「看板だけの全委託事業者」も減少し、「価格競争」が正常に作用することに疑い有りません。

5. 一方、標準価格を公開するなど「透明性」を強化できなければ、一層の混乱を招き、一般消費者等の LP ガス離れが益々加速することでしょう。家庭用熱源の中核エネルギーである LP ガスの衰退は、国のエネルギー計画にも影響を与える重要問題ではないでしょうか。

第3. まとめ

現在の LP ガス業界は、「設備の無償貸与」、「二重価格」、「差別価格」など大きな問題を多く抱えています。しかし、その殆どが透明性の確保に伴う「ガス料金の公開」で改善が見込めます。この程「逸失利益」が認められたことをきっかけに「一般消費者等の利益の保護」を目的として、法規制による LP ガス販売価格の公開を義務づけるよう求めます。このままでは、LP ガス業界の衰退は避けられず、何とぞ御庁のお力添えを賜りますよう強くお願い申し上げます。